⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

硫黄島㉘士官宿舎整備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成29年２月１日

北関東防衛局長　平井　啓友

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11

１　工事名　硫黄島㉘士官宿舎整備工事

２　工事場所　東京都小笠原村

３　工事概要　硫黄島基地（東京都小笠原村）における士官宿舎整備等に係る機械、電気、通信、建築及び土木工事

ア　士官宿舎改修

構造：鉄筋コンクリート造２階建て

規模：建物延べ面積　約3,200㎡

㋐　機械工事　工事内容：空調及び衛生設備改修工事　一式

㋑　電気工事　工事内容：照明及び自動火災報知設備改修工事　一式

㋒　通信工事　工事内容：放送設備改修工事　一式

㋓　建築工事　工事内容：空調設備等改修に伴う内装改修、防水改修工事　一式

イ　下士官宿舎改修

構造：鉄筋コンクリート造２階建て

規模：建物延べ面積　約2,700㎡

㋐　機械工事　工事内容：空調及び衛生設備改修工事　一式

㋑　電気工事　工事内容：照明及び自動火災報知設備改修工事　一式

㋒　通信工事　工事内容：放送設備改修工事　一式

㋓　建築工事　工事内容：空調設備等改修に伴う内装改修、防水改修工事　一式

ウ　燃料施設改修

機械工事　工事内容：機械工事に係る給油システム付属機器更新及び配管架台更新　一式

エ　給水管整備

土木工事　工事内容：給水工事　一式

オ　浄水設備更新

土木工事　工事内容：浄水設備機器等更新　一式

カ　冷凍冷蔵庫改修

構造：鉄筋コンクリート造平屋建て

規模：建物延べ面積　約230㎡

建築工事　工事内容：防水改修工事　一式

キ　詳細図等作成業務　一式

（士官宿舎改修及び下士官宿舎改修に伴う機械、電気、通信及び建築工事、燃料施設改修に伴う機械工事）

４　工期　平成30年３月31日まで。

５　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間　平成29年２月１日から同年３月14日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　交付場所　〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　北関東防衛局総務部契約課　ＴＥＬ048―600―1800（内線2442又は2443）ＦＡＸ048―600―1842

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

６　申請書の提出

⑴　提出期間　平成29年２月１日から同年２月10日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成27・28年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成29年２月１日付支出負担行為担当官北関東防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成29年２月11日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

７　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２又は３社の組合せとする。

ア　防衛省における平成27・28年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「管工事」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　防衛省競争参加資格の「管工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,100点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成13年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、建物延べ面積が1,900㎡以上（１棟当たり）の新設機械工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

イ　建設業法の管工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　管工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、管工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「硫黄島㉘士官宿舎整備工事○○○・○○○・○○○建設共同企業体」とする。